

Step6 調理従事者専用トイレの整備

おさえたいポイント

- ① 食中毒の防止のためには、トイレの汚染を調理場に持ち込まないことが重要である
- ② 調理従事者が感染者とならないために調理従事者専用トイレが必要である

1 専用トイレの必要性を理解する

便には様々な病原微生物が存在し、排便時にはそれらが便と共に排泄されるので、トイレは食中毒を起こす病原体に汚染される危険性が高い場所です。排便時に、ノロウイルス等により便器が汚染されたり、手指を介してトイレのドアノブ等が汚染されたりする可能性が高くなります。実際にノロウイルスによる食中毒事件の際に拭き取り検査を行うと、トイレからノロウイルスが検出されることがあります。

特に、不特定多数の人が、同じトイレを使用するとウイルスや細菌等の汚染の危険性が高くなります。特に学校においては、多人数の児童生徒等と共に用のトイレであれば、より汚染される危険性が高まります。このようなことから、調理従事者専用のトイレを設置する必要があるのです。

学校給食衛生管理基準では

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

1 (1) 学校給食施設 ③その他の区域の施設

二 学校給食従事者専用の便所は、食品を取り扱う場所及び洗浄室から直接出入りできない構造とすること。また、食品を取り扱う場所及び洗浄室から3m以上離れた場所に設けるよう努めること。さらに、便所の個室の前に調理衣を着脱できる場所を設けるよう努めること。

構造的に専用のトイレがない時の対応方法

専用のトイレがないときには、児童生徒あるいは教職員トイレのうち、一箇所か二箇所を調理従事者専用のトイレと決めます。そのトイレの個室には鍵を設置し、児童生徒や教職員が使用できないようにします。さらに衝立等を設置し、調理従事者専用の通路を確保します。

また、手指を介して、ノロウイルス等の汚染が考えられることから、手洗い設備をトイレ個室内に設けます。手洗い設備が個室内にないときには、早急に設置する必要がありますが、それまでの間は、児童生徒等が使用する手洗い設備の一つを調理従事者専用とし、手洗い用石けん液、ペーパータオル、消毒用アルコール、ペダル開閉式の蓋付きゴミ箱を用意し、他の人が使用しないよう仕切るなどの工夫をします。

2 専用トイレの「なぜ」を追求する

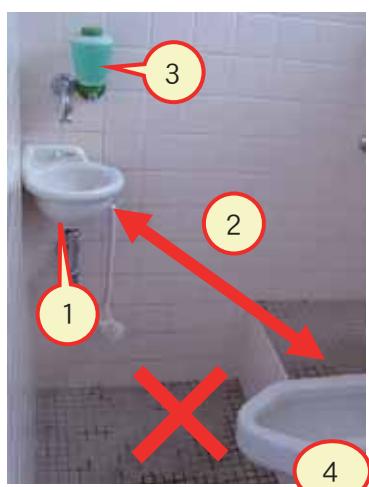
（1）専用トイレの個室内になぜ手洗い設備が必要なのか

便には様々な病原微生物が存在するため、用便後の手指を介してドアノブ等に細菌やウイルスが付着し、その後にトイレを使用する人の手指も汚染します。

特に、用便後の手指は最も危険な汚染源です。この手指から衣服、ドアノブ等が汚染されることを防ぐため、衣服を整える前に手洗いができるよう、トイレの個室には手洗い設備が必要です。

「学校給食調理場における手洗いマニュアル」21頁参照

【① 専用トイレの望ましい例】



「学校給食調理場における手洗いマニュアル」21頁参照

- ① 手洗いシンクが小さい。
- ② 衣服を整える前に手洗いができない位置に設置されている。
- ③ 消毒剤、ペーパータオル等が備えられていない。
- ④ 和式のトイレである。

和式のトイレは、糞便の跳ね水による周囲への汚染、下痢時には下痢便が便器、床に飛び散る可能性が高いので、洋式のトイレが望されます。なお、洋式洗浄機能付きのトイレは、洗浄水が飛び散らないように、水圧を調整する必要があります。

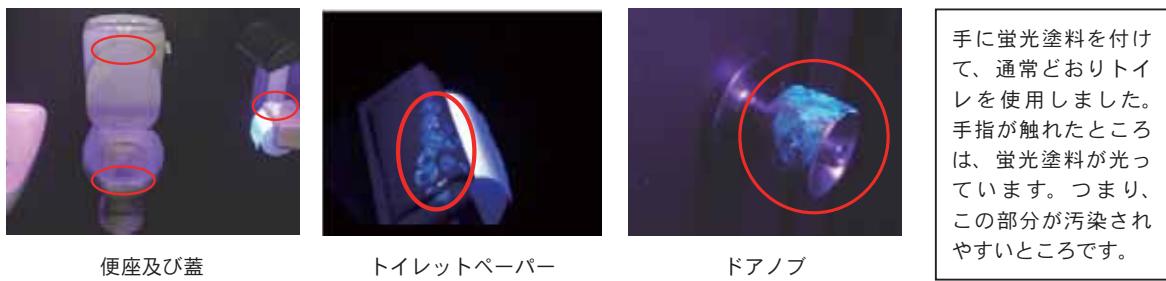
【③具体的な改善例】



> (2) なぜ専用トイレの清掃を調理作業前に行ってはいけないのか

トイレの清掃を調理作業前に行うと、清掃した人及び衣服等が汚染される可能性があるので、清掃は調理作業終了後に行います。清掃道具は専用とし、清掃後は 200ppm 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて消毒を行います。特に、人の手指が触れる場所は、汚染の可能性が高いので、確実に消毒を行います。

(詳しくは、「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」27 頁参照)



> (3) なぜ専用トイレに調理衣の着脱場所が必要なのか

トイレに入る時は、トイレでの汚染を調理衣等に付着させて調理室に持ち込むがないように、調理衣上下、帽子、マスク、調理靴を脱がなくてはいけません。そのため、調理衣を脱ぎ着したり、これらをかけておく場所（前室）が必要です。

3 専用トイレの改善事例

(1) 調理衣の脱衣場の整備

【改善事例①】



トイレ前にあった
使用していない
シャワー室を改修し、
調理衣脱衣場を整備した。



【改善事例②】



トイレの前の廊下に、
調理衣の脱衣ができるように
カーテンレールを取り付けた。

(2) 調理従事者専用トイレの通路の確保



児童用トイレの2室を調理従事者専用トイレとして改修したが、通路が児童と共にとなっていた。

調理員専用の入り口を設置したが、個室の前まで専用通路が必要である。



手前2個室を調理従事者専用トイレとし、入り口から点線部分を隔壁等で区切り、専用通路を確保する。